2023年10月号

社会保険労務士

WAVE事務所便り

連絡先：〒501－3232
関市桜本町 2-32-4　エレガンスみやもと 302
電 話：0575-24-3757　　FAX：0575-24-3757
ｅ－ｍａｉｌ：hata50911@gmail.com

入職と離職の状況と転職入職者が前職を辞めた理由

◆年間で常用労働者の15%が離職

人材不足のため採用に苦慮する企業も多いところですが、せっかく人を採っても、辞めていく人が減らなければ困難な状況が変わりません。

厚生労働省が公表した「令和４年雇用動向調査結果」によれば、令和４年１年間の離職者（事業所を退職したり、解雇された者）の数は約 765 万人となっています。また、年初の常用労働者数に対する割合である離職率は 15.0%となっています。

◆転職入職者が前職を辞めた理由

また、同調査によれば、令和４年１年間の転職入職者が前職を辞めた理由については、男女ともに「その他の個人的理由」（男性 19.6%、女性 25.0%）、「その他の理由（出向等を含む）」（男性 14.7%、女性 8.6%）を除くと、「定年・契約期間の満了」（男性 15.2％、女性 10.9%）が最も多く、「労働時間、休日等の労働条件が悪かった」（男性 9.1％、女性 10.8%）、「職場の人間関係が好ましくなかった」（男性 8.3%、女性 10.4%）が続いています。

◆企業で可能な取組みを検討

上記調査でも「個人的理由」とありますが、辞める本当の理由を会社側に明確に伝える例は少ないのではないでしょうか。

エン・ジャパン株式会社が実施した「就業前後のギャップ」についてのアンケート調査によれば、約８割が、入社前後で「ギャップを感じた経験がある」と回答しており（トップ３は「仕事内容」「職場の雰囲気」「仕事量」）、55%がギャップにより仕事を辞めたことがあるそうです。その中でも「職場の雰囲気」は離職理由のトップとなっており、上記厚生労働省の調査の「職場の人間関係」による理由と重なるところがあります。

今後はそれぞれの企業で何が離職理由となっているのかを考え、企業として可能な取組みについても検討していく必要があるでしょう。

【厚生労働省「業務改善助成金拡充リーフレット」】
https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001140680.pdf

「業務改善助成金」が拡充されます

８月31日から、事業場内最低賃金の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援するための「業務改善助成金」制度が拡充されます。

◆対象を事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額50円以内の事業場に拡大

対象となる事業場が、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場から50円以内の事業場に拡大されます。

◆一定の条件を満たす事業者は賃金引上げ後の申請が可能

通常の業務改善助成金は、事前に賃金引上げ計画・事業実施計画（設備投資等の計画）などを管轄の都道府県労働局に提出し、審査を受けて交付決定されてから計画に沿った賃金の引上げを行うという流れになります。

今回の拡充においては、事業場規模 50 人未満の事業場が対象の期間内に賃上げを実施した場合に限り、賃金引上げ後の申請が可能となります。対象の期間は、令和５年４月１日から令和５年 12 月 31 日です。実施後の申請では、賃金引上げ結果・事業実施計画の提出が求められます。賃金引上げ計画の提出は不要です。

◆助成率の区分となる金額の引き上げ

(a) 助成率９／10
事業場内最低賃金が 870 円未満から 900 円未満に拡大

(b) 助成率４／５（９／10）
事業場内最低賃金が 870 円以上 920 円未満から 900 円以上 950 円未満に拡大

(c) 助成率３／４（４／５）
事業場内最低賃金が 920 円以上から 950 円以上に拡大

※（ ）内は生産性要件を満たした事業者の場合

人材確保等の観点から、賃金引上げの動きは今後も続く見込みです。今回の拡充によって対象となる事業者については、積極的に業務改善助成金を活用していきましょう。ご検討の際は弊所にご相談ください。

【厚生労働省「マスクの着用について」】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

10月の税務と労務の手続期限[提出先･納付先]

10日

- ○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］
- ○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞［公共職業安定所］

31日

- ○ 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第３期分＞［郵便局または銀行］
- ○ 労働者死傷病報告の提出＜休業４日未満、７月～９月分＞［労働基準監督署］
- ○ 健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］
- ○ 健康保険印紙受払等報告書の提出［年金事務所］
- ○ 労働保険料の納付＜延納第２期分＞［郵便局または銀行］
- ○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］
- ○ 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞［公共職業安定所］

★当事務所よりひと言★

岐阜県におきましては令和５年 10 月１日から地域別最低賃金額（時給）が現行の 910 円から 40 円引上げられ、950 円に改定されますので、10 月労働分の給料計算時はお間違いのないようお願いします。

詳細は同封チラシをご参照ください。